

内閣官房副長官補室（内政・外政）本室 内閣参事官（政策調整担当） 標準文書保存期間基準

令和5年2月6日改定

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものも含む。）の決定又は了解及びその経緯									
1	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものも含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書 • 基本方針 • 基本計画 • 条約その他の国際約束 • 総理指示 ②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書 • 外国・自治体・民間企業の状況調査 • 関係団体・関係者のヒアリング ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書 • 各省への協議案 • 各省からの質問・意見 • 各省からの質問・意見に対する回答 ④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書 • 配付資料 • 議事概要・議事録 ⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書 • 決定・了解文書	—	—	—	10年	2(1)①6	移管
個人の権利義務の得喪及びその経緯									
2	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯 行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	• 開示請求書 • 処分案 • 処分経緯 • 開示実施方法等申出書 • 開示決定等通知書の写し • 請求に係る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等	個人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等	行政文書開示請求等（〇年度）	5年 (処分の効力が消滅する日を基準)	2(1)⑪(2)	廃棄
	(2)補助金等の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書	• 交付規則・交付要綱 • 実施要領 • 審査要領・選考基準	—	—	—	3年	2(1)⑪(4)	移管
		②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書	• 審査案 • 理由	—	—	—	1年未満		廃棄
		③補助事業等実績報告書	• 実績報告書	—	—	—	5年 (交付に係る事業が終了する日を基準)	2(1)⑪(4)	移管
	(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書 ②情報公開・個人情報保護審査会関係文書	• 審査請求書の写し • 詮問書の写し • 理由説明書 • 意見書の写し • 答申の写し	—	—	—	10年 (裁決、決定その他の処分がされる日を基準)	2(1)⑪(5)	廃棄 (但し以下についてには 移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)
	(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書	• 訴状の写し • 期日呼出状の写し • 答弁書の写し • 準備書面の写し • 各種申立書の写し • 口頭弁論・証人等調書の写し • 書証の写し	—	—	—	10年 (訴訟が終結する日を基準)	2(1)⑪(6)	廃棄 (但し以下についてには 移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)
	③判決書又は和解調書	• 判決書の写し • 和解調書の写し	—	—	—	10年 (訴訟が終結する日を基準)	2(1)⑪(6)	廃棄 (但し以下についてには 移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)	

